

## 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱

|            |          |
|------------|----------|
| 平成27年5月21日 | 文部科学大臣裁定 |
| 平成28年10月4日 | 一部改正     |
| 平成29年8月1日  | 一部改正     |
| 平成31年4月1日  | 一部改正     |
| 令和2年4月3日   | 一部改正     |
| 令和2年7月3日   | 一部改正     |
| 令和3年2月4日   | 一部改正     |
| 令和3年4月1日   | 一部改正     |
| 令和4年2月28日  | 一部改正     |
| 令和4年4月15日  | 一部改正     |
| 令和5年6月26日  | 一部改正     |
| 令和5年12月22日 | 一部改正     |
| 令和6年5月9日   | 一部改正     |

### （通 則）

第1条 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園等における教育支援体制の整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

### （交付の対象）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、認定こども園等における教育支援体制を整備する事業（以下「交付対象事業」という。）を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象事業は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、学校法人及び社会福祉法人等が設置する認定こども園等に対し、都道府県（間接補助事業等（適正化法第2条第5項に規定する間接補助事業等をいう。）においては市町村）が実施する事業とし、交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

### （申請手続）

第4条 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、

交付申請書（様式１）を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第５条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式２）にその決定の内容を交付の申請をした都道府県に通知するものとする。
- ２ 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- ３ 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として３０日以内に交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第６条 前条の通知を受けた都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から３０日以内に、その旨を文部科学省に申し出なければならない。

（交付対象事業の遂行）

- 第７条 都道府県は、交付対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更）

- 第８条 都道府県は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書（様式３）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- ２ 第５条第１項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式４によるものとする。
- ３ 大臣は、第１項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- ４ 第５条第３項の規定は、第１項の承認をする場合において準用する。

（交付対象事業の中止又は廃止）

- 第９条 都道府県は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式５）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

- 第１０条 都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式６）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第１１条 都道府県は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式７）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 都道府県は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度（以下「交付決定年度」という。）の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式8）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 都道府県は、交付決定年度が終了した場合（交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付決定年度の翌会計年度の4月30日までに、国の会計年度終了に伴う実績報告書（様式10）を大臣に提出するものとする。

4 第3項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う交付対象事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により都道府県に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 大臣は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、都道府県に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

(財産の管理等)

第16条 都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 都道府県が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。
- 3 市町村が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について都道府県に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

- 2 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 都道府県は、市町村から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(交付金の経理)

第18条 都道府県は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第19条 都道府県は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式11）を作成しておかなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第20条 都道府県は、別記に掲げる市町村に交付金を交付するときは、本要綱第6条から第19条まで（第13条、第15条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 都道府県は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は都道府県に到達確認を行うものとする。

(その他)

第23条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則（平成27年5月21日 27文科初第324号）

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附則（平成28年10月4日 28文科初第910号）

この要綱は、平成28年10月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年8月1日 29文科初第660号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（令和2年4月3日 元文科初第1482号）

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和2年7月3日 2文科初第491号）

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附則（令和3年2月4日 2文科初第1648号）

この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日 2文科初第2120号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年2月28日 3文科初第2060号）

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附則（令和4年4月15日 4文科初第33号）

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附則（令和5年6月26日 5文科初第649号）

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附則（令和５年１２月２２日　５文科初第１６２０号）

この要綱は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。

附則（令和６年５月９日　６文科初第１０５号）

この要綱は、令和６年５月９日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別 記（第3条関係）

1 交付金の交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は次のとおりとする。

| 事業名          | 交付対象事業の内容                                                                                                                                                                                                                              | 交付申請者 | 間接補助事業者等        | 交付対象経費                                                                                                                                       | 交付金の額                                                                                                                                 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園設置促進事業 | 認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育の質の向上の観点から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内の市町村（特別区を含む。）及び学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）等に対して、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備、認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援、認定こども園等の業務体制への支援及び幼児教育の質の向上のための ICT 化支援を実施するもの | 都道府県  | 市町村<br>（特別区を含む） | <p>購入費、設置費、人件費、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、補助金、使用料、貸借料、研修参加費、雇上費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等</p> <p>※各費目の取扱については教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施要領により定める</p> | <p>交付対象経費の 1 / 2 以内とする。<br/>（ただし、幼稚園が行う幼児教育の質の向上のための緊急環境整備の場合は交付対象経費の 1 / 3 以内とする。）</p> <p>補助対象経費（交付金の額）の算定方法については実施要領に定めるところによる。</p> |

算定されたそれぞれの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。